

国際法務総合センター維持管理・運営事業

P F I 事業費の支払方法及び

P F I 事業費の支払額の改定

(案)

別紙4 PFI事業費の支払方法及びPFI事業費の支払額の改定

1 PFI事業費の構成

PFI事業費は、国が事業者に支払う対価であり、総括マネジメント業務、運営準備支援業務、施設維持管理業務及び運営業務に係る一切の対価によって構成され、一体の対価として事業者を支払われる。

ただし、事業者が本事業を実施するために直接必要となる施設の光熱水の使用については無償とし、また、本事業のうち、独立採算業務として実施する職員食堂運営及び研修員等に係る寝具の洗濯業務に係るすべての費用（光熱水費を含む。）はPFI事業費に含めない。

ア 物品調達に必要な初期投資費用

- (ア) 事業者調達資産（事業者所有資産を除く。）の調達に要する費用【医療セ、矯正研】
- (イ) 事業者所有資産の調達に要する費用【医療セ】
- (ウ) 事業者の開業等に要する費用（公租公課、保険料、SPC設立費用、その他費用）【全施設】

イ 初期投資の回収に要する費用

- ・上記アの(ア)及び(イ)の各費用について、提案された金利（※）に基づく元利均等払いを想定した場合における金利相当額。借入金利に税引き前利益の一部を加えたもの。
- （※）事業者が上記アの費用を賄うために調達する資金について、運営開始日の2銀行営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップレファレンスレート（T.S.R）としてテレレート17143ページに提示されている6カ月LIBORベース10年物（円/円）金利スワップレートに、事業者又は金融機関等による上乗せ金利（スプレッド）を加えた金利とする。なお、維持管理・運営期間中の金利相当額の改定は行わない。

ウ 施設維持管理業務、運営業務等の実施に要する費用（下記エの費用を除く。）

- (ア) 総括マネジメント業務の実施に要する費用【全施設】
- (イ) 運営準備支援業務（上記アの費用を除く。）の実施に要する費用【全施設】
- (ウ) 施設維持管理業務の実施に要する費用【全施設】
 - ・建築物保守・管理業務費
 - ・建築設備保守・管理・運転監視業務費
 - ・エネルギーマネジメント業務費
- (エ) 運営業務の実施に要する費用（事業者調達資産の更新費を含む。）

○総務業務費

- ・庶務・経理等事務支援業務費【医療セ、矯正研】
- ・運転業務費【医療セ、矯正研】
- ・警備業務費【全施設】

○収容関連サービス業務費

- ・給食業務費 【医療セ】
- ・衣類・寝具の提供業務費 【医療セ、矯正研】
- ・清掃・環境整備業務費 【全施設】
- ・理容等費 【医療セ】

※職員食堂運営費及び研修員等に係る寝具の洗濯業務費は含まない。

○医療業務支援

- ・医療情報システム業務費 【医療セ】
- ・医療機器等の整備，維持管理及び更新業務費 【医療セ】
- ・医療器具の滅菌及び消毒業務費 【医療セ】
- ・医薬品・診療材料等の管理・搬送業務費 【医療セ】
- ・医療関係事務支援業務費 【医療セ】
- ・人工透析業務費 【医療セ】

エ 食料費、消耗品費等

- (ア) 被収容者等の食料費 【医療セ】
- (イ) 人工透析に必要な薬品費及び消耗品費 【医療セ】

オ その他費用

- ・維持管理・運営期間中におけるS P C運営費、保険料等、上記アからエ以外の費用及び税引き前利益の一部

2 P F I 事業費の支払方法

(1) 支払方法

ア P F I 事業費

国は、平成29年10月を第1回とし、平成39年4月を最終回として、四半期ごとに全39回に分けてP F I 事業費を支払う。

P F I 事業費のうち、1エを除く対価の各回の支払い額は同一額を原則とする。

1エの対価については、四半期ごとの実績に応じ、精算払いとする。この場合の食料費は、当該四半期における施設ごとの被収容者等の延べ収容人員に事業契約に定める金額を乗じた額とし、人工透析に必要な薬品費及び消耗品費は、当該四半期における人工透析実施延べ人員に事業契約に定める金額を乗じた金額とする。

イ 消費税等

国は、消費税等相当額をP F I 事業費と併せて支払う。

ただし、モニタリングの結果を受けてP F I 事業費が減額された場合には、減額後の消費税等相当額を支払う。

(2) 支払手続

国は、事業者に各支払月の前四半期分に相当する P F I 事業費の支払額を通知し、事業者は、支払額の通知を受領後速やかに国に請求書を送付し、国は請求を受けた日から30日以内に P F I 事業費を支払う。

3 PFI事業費の改定

(1) 物価変動に伴う改定

ア 対象となる費用

- ・ 1ウの施設維持管理業務、運營業務等の実施に要する費用、1エ(イ)の人工透析に必要な薬品費及び消耗品費及び1オのその他費用
- ・ 1エ(ア)の食料費に要する費用

イ 改定時期

物価変動を踏まえた対価の改定時期は、次のとおりとする。

- ・ 改定指標の評価：毎年4月1日現在で確認できる指標とする。
- ・ 対価の改定：原則として、翌年度4月1日以降の施設維持管理業務、運營業務等の実施に要する費用及びその他費用の支払に反映させる。なお、対価の改定は、第3回以降の支払について適用する。

ウ 改定方法

前回提示の指標（改定がない場合は、平成28年4月1日現在で確認できる指標）に対して、現指標が3ポイント以上変動した場合には、施設維持管理業務及び運營業務の実施に要する費用及びその他費用の改定を行う。

(ア) 改定率

- ・ 1ウの施設維持管理業務、運營業務等の実施に要する費用、1エ(イ)の人工透析に必要な薬品費及び消耗品費及び1オのその他費用
「企業向けサービス価格指数－その他諸サービス」（日銀調査統計局）
- ・ 1エ(ア)の食料費に要する費用
「国内企業物価指数」-加工食品（物価指数月報・日銀調査統計局）

(イ) 計算方法

前回改定年度に支払われる対価を基準額とし、次の算定式に従って年度ごとに対価を確定する。なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

$$AP_p = AP_q \times (CSPI_{p-1} / CSPI_{q-1}) \quad \text{ただし} \quad |CSPI_{p-1} - CSPI_{q-1}| \geq 3$$

<条件>

p：当該年度

q：前回改定年度（改訂がない場合は初年度）

AP_p：p年度のA業務の対価

AP_q：q年度のA業務の対価

CSPI_{p-1}：(p-1)年度の価格指数

CSPI_{q-1}：(q-1)年度の価格指数

<計算例>

前回物価改定時（又は初回支払時）である平成29年度の支払額が100万円、平成29年度の指数が90で、平成33年度の指数が108の場合：

平成34年度改定率（平成33年度の物価反映）

$$\begin{aligned}
 &= \text{平成33年度指数 [108]} \div \text{平成29年度指数 [90]} = 1.2 \\
 &\text{平成34年度の対価} \\
 &= \text{平成29年度の対価 [100万円]} \times 1.2 = 120\text{万円}
 \end{aligned}$$

※CSPI : Corporate Service Price Index (企業向けサービス価格指数)

(ウ) 改定手続

事業者は、毎年度3月末日までに、指標値の評価の根拠となる資料を添付して、翌年度の対価の金額を国に通知し、国の確認を受けること。改定を行わない場合も同様とする。

エ 基準改定時の措置

企業向けサービス価格指数及び企業物価指数は、日本銀行において5年に1度、基準改定が実施されるため、当該基準改定が実施される年度の改定指標の評価にあたっては、前回改定時の指標と今回評価時の指標の変動幅に関わらず対価の改定を行うものとし、それぞれの対価について改定前の対価(及びその内訳)を基準額として、以下の算定式にしたがって翌年度以降の年度の対価を改定する。なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(ア) 改定率

改定率は次のとおりとする。

$$\text{改定率} : Y / X$$

X : 前回改定時の評価指標である価格指数

Y : Xと同一基準の評価指標のうち、基準改定が予定されている年の4月10日時点で確認できる最新の価格指数

(イ) 計算方法

計算方法は次のとおりとする。

$$AP'_t = AP_t \times \text{改定率}$$

<条件>

t : 今回費用改定をする対価の対象年度 (t : n + 1、…、事業終了年度)

n : 今回評価時年度

AP_t : 改定前のt年度A業務の対価

AP'_t : 改定後のt年度A業務の対価

上記の改定以降、Yの指数と同一月の新たな基準の指数を前回改定時の指標として、上記イ及びウの方法により改定指標の評価及び対価の改定を行う。

(2) 消費税等の変更に伴う改定

法令の変更により、PFI事業費に対する消費税等の税率に変更が生じた場合、変更後の消費税等相当額に基づいて、支払合計額の改定を行う。

4 減額措置

モニタリングの結果、要求水準の内容を満たしていないことが明らかときは、別紙3「モニタリング及び改善要求措置要領」により、支払額の減額等を行う。

5 運営開始の遅延の場合におけるPFI事業費の支払

第53条各号に定める場合（以下「運営開始の遅延」という。）のPFI事業費の支払に係る措置については、次のとおりとする。なお、(1)ないし(3)のいずれかの場合においても、1ア「物品調達に必要な初期投資費用」については、維持管理・運営期間の開始前に事業契約が解除されない限り、全額をPFI事業費としての支払対象とする。

(1) 運営開始の遅延が事業者の責めに帰すべき事由による場合

ア 1のイ「物品調達に必要な初期投資費用」の取扱い

国は増加費用を負担せず、事業者が物品調達に必要な初期投資費用について金融機関からの資金調達を行っているときには、事業者に対する金融機関の融資期間が短縮されたことに伴う利息金額の変動に関し、期間の短縮による利息減額分及び調達スプレッドの縮小等による事業者負担の軽減分をPFI事業費の見直しに反映させる。

イ 1のウ「施設維持管理業務、運營業務等の実施に要する費用」の取扱い

遅延した期間において維持管理・運營業務が行われていたら支払われたであろうPFI事業費のうち1のウ「施設維持管理業務、運營業務等の実施に要する費用」に相当する費用については、第51条第1項の規定により、PFI事業費をサービスの対価として支払う対象とならないため、PFI事業費総額から控除する。

なお、遅延が一部施設のみの場合は、当該施設における1のウ「施設維持管理業務、運營業務等の実施に要する費用」に該当する費用（提案書類に記載のある施設ごとの費用）をPFI事業費総額から控除する。ただし、総括業務マネジメント業務の実施に要する費用については、遅延が一部のみであっても、全額を支払対象とする。

ウ 1のエ「食材費、消耗品費等」に相当する金額の取扱い

遅延した期間において維持管理・運營業務が行われていたら支払われたであろうPFI事業費のうち1のエ「食材費、消耗品費等」に相当する費用については、実績払いであることから、遅延対象施設が当該費用の支払対象となっている場合には、PFI事業費総額から控除する。

エ 1のオ「その他費用」に相当する金額の取扱い

遅延した期間において維持管理・運營業務が行われていたら支払われたであろうPFI事業費のうち1のオ「その他費用」に相当する金額分については、第51条第1項の規定により、P

F I 事業費をサービスの対価として支払う対象とならないため、P F I 事業費総額から控除する。

(2) 運営開始の遅延が国の責めに帰すべき事由による場合

ア 1 のイ「物品調達に必要な初期投資費用」の取扱い

国は、事業者が発生した合理的な金融費用を負担する。また、国及び事業者は、事業者が物品調達に必要な初期投資費用について金融機関からの資金調達を行っているときには、融資期間が短縮されたことに伴う利息金利の変動に関し、期間の短縮等による利息額の減額分をPFI事業費の見直しに反映させることについて協議を行う。

イ 1 のウ「施設維持管理業務、運營業務等の実施に要する費用」の取扱い

上記（1）イと同様とする。ただし、当該遅延期間に維持管理・運營業務のために事業者が支出した費用、その他事業者の損害について、国に対して損害賠償請求として請求することを妨げない。

ウ 1 のエ「食材費、消耗品費等」に相当する金額の取扱い

上記（1）ウと同様とする。

エ 1 のオ「その他費用」に相当する金額の取扱い

上記（1）エと同様とする。ただし、当該遅延期間に本契約を継続させるために事業者が合理的に支出した費用、その他事業者の損害について、国に対して損害賠償請求として請求することを妨げない。

(3) 運営開始の遅延が不可抗力又は法令変更による場合

ア 1 のイ「物品調達に必要な初期投資費用」の取扱い

国は、事業者が発生した合理的な金融費用（※）を負担する。また、国及び事業者は、事業者が物品調達に必要な初期投資費用について金融機関からの資金調達を行っているときには、融資期間が短縮されたことに伴う利息金利の変動に関し、期間の短縮等による利息減額分及び調達スプレッドの縮小等による事業者負担の軽減分をPFI事業費の見直しに反映させることについて協議を行う。

※資金調達に要する費用

イ 1 のウ「施設維持管理業務、運營業務等の実施に要する費用」の取扱い

上記（1）イと同様とする。ただし、当該遅延期間に維持管理・運營業務のために事業者が支出した費用については、増加費用として別紙5及び別紙6に基づいた費用負担とする。

ウ 1 のエ「食材費、消耗品費」に相当する金額の取扱い

上記（1）ウと同様とする。

エ 1 のオ「その他費用」に相当する金額の取扱い

上記（1）エと同様とする。ただし、当該遅延期間に本契約を継続させるために事業者が合理的に支出した費用については、増加費用として別紙5及び別紙6に基づいた費用負担とする。

6 入札価格と落札価格の関連

入札価格は、入札書に記載された金額をもって落札価格とする（消費税等を含まない）。